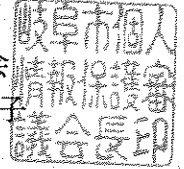


答 申 第 2 4 6 号  
平成30年12月17日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池田 紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年12月14日付け岐阜市民市第351号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

#### (1) 事案の概要

本市では都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づき、「岐阜市緑の基本計画」（平成7年度策定。以下「基本計画」という。）を定め、本市における緑地の保全及び緑化の推進に努めている。

この基本計画は、旧柳津町との合併、関係法令の改正等に伴い、平成21年度に見直しを行ったところであるが、当該見直しから9年が経過し、社会情勢の変化、緑に関する法令の改正等により緑を取り巻く状況が大きく変化していることから、緑に対する市民意識なども踏まえながらこれらに対応していくため、本市では「岐阜市緑の基本計画改定業務」（以下「本件業務」という。）を実施しているところである。

このたび本件業務において、緑に対する現状の満足度、施策の重要度、公園、自然環境等に対する市民のニーズ等を把握することを目的として「緑のまちづくりに関するアンケート調査」（以下「調査」という。）を実施する予定である。

については、調査を実施するため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

#### (2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

### 2 意見

適当なものと認める。